平成２４年（フ）第５０号
福井市北四ツ居１丁目31番15号　スカイライフ303
債務者　北村　昌美
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上坂　　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月19日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４２６号
横浜市都筑区勝田南２丁目15番15号
債務者　長谷川由美（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土居　久子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５３号
神奈川県横須賀市津久井３丁目18番１号
債務者　岡元　哲朗
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　駒田　英隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第６５４号
岐阜県羽島郡笠松町北及1699番地の１
債務者　喜多工業こと　喜多　輝男
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神谷　慎一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月19日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１８号
青森県十和田市西二十二番町48番12号　若葉団地36号
債務者　鈴木真梨奈
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１９号
青森県十和田市大字洞内字家ノ上119番地２
債務者　坂田　孝子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第５号
山形県酒田市北沢字仁枚田45番地の２
債務者　高橋　一志
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第６号
山形県酒田市北沢字仁枚田45番地の２
債務者　高橋　　貢
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第７号
山形県酒田市千日町19番18号
債務者　三浦　　聡
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第１３号
山形県酒田市新橋４丁目７番地の14
債務者　森谷　素子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第１８号
群馬県前橋市広瀬町２丁目27番地４―403号
債務者　石井　秀一
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２４号
群馬県前橋市下川町48番地３
債務者　星野　光一
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３６号
群馬県高崎市問屋町西２丁目４番地35　高木ハイツ206号
債務者　丸山三千代
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３９号
群馬県高崎市新後閑町６番９号
債務者　山崎　真理
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４０号
群馬県富岡市原838番地７
債務者　富澤　将人
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２３号
埼玉県越谷市東越谷４丁目22番地39　フォルテ六番館103号
債務者　大西　康夫
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
埼玉県三郷市東町339番地３
債務者　安井　光彰
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係